

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安佐南区農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

(1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名 称	位 置 及 び 区 域
西風新都大塚上大塚東地区 地区計画 (決定)	広島市安佐南区大塚東二丁目の一部

2 縦覧場所

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 | 広島市 都市整備局 都市計画課 |
| (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 | 安佐南区役所 農林建設部 建築課 |